

第4章

インティファダと今後の中東和平

——占領地住民の反イスラエル闘争の組織化の経過とその政治的境界——

はじめに

イスラエル占領地で行われているインティファダ (Intifada) の名前はかなりよく知られている。しかし、その定義は明確ではない。一般的には1987年12月9日から開始された、イスラエル占領下にある西岸、ガザ (Gaza) の住民による運動を指す点では共通であるが、住民蜂起、騒擾、反占領運動、あるいはテロなど多くの意味で使われている。このため、同時期の報告であっても、インティファダが衰退しているとする報道と、依然インティファダは継続中とする報告が混在する。同一の現象が、異なる定義、視点で見られているための混乱である。現在進行中の中東和平交渉のなかで、もしイスラエル側がパレスチナ側にインティファダの停止を要請した場合、何を停止するのかについての議論が混迷するのは必至である。本章は、混乱した視点で論じられるインティファダについての整理を行いつつ、現在継続中の中東和平交渉を分析しようとする試みである。

今後、インティファダがどのような経緯を経るかはまったく不明である。しかし、インティファダの成果についての見方はほぼ定説化しつつある。インティファダは、中東和平問題に構造的変化をもたらした。インティファダは、イスラエルに対し強烈的な倫理的、心理的、道義的インパクトを与え、その結果イスラエルは政治的、外交的に苦しい立場に立たされている。

パレスチナ側では、従来の闘争の中心が、イスラエルの占領地外から占領地内に移動した。こうしたことから、インティファダは、中東和平をめぐる枠組みを揺るがすインパクトを持っていた。1991年秋から、米国が主導する中東和平プロセスが開始された。その背景には、冷戦構造の消滅や湾岸危機・戦争の発生とともに、インティファダの継続という事実をぬきに考えることはできない。

しかし、占領地住民の運動には限界がある。インティファダは、イスラエル側に多大の政治的、社会的、外交的負担を強いる力はあるが、イスラエル国家への安全保障上の脅威とはならないだろう。インティファダは住民運動であり、その意味では最大限の成果を達成したとしても、イスラエルの安全保障上の脅威となるような力とはならない。1990年代になりハマス (Hamas) などの一部勢力が銃を使っての攻撃を強めたが、「テロ」以上の力にはなっていない。こうした限界は、インティファダが勝ち得る政治的成果にも限界があることを示唆している。インティファダ発生後の1988年秋、PLOはパレスチナ独立宣言をパレスチナ民族評議会 (PNC : Palestinian National Council) で採択した。パレスチナ国家の独立を宣言すると同時に、イスラエル国家の存在を認めた同宣言は、従来のイスラエル・パレスチナ紛争の構図の枠組みを基本的に変化させた。ひとつの土地をめぐる2つの民族の争いから、2つの民族によるひとつの土地の分割統治への変化である。しかし、イスラエルはこの独立宣言を依然認めていない。パレスチナ側の画期的「妥協」提案は、依然相手方のイスラエルに黙殺されたままにも見える。パレスチナ独立宣言は、インティファダが生みだした政治的・外交的モメンタムをうまく生かし、住民運動の成果を政治・外交的成果に昇華させたものとも言える。しかし、その妥協案はイスラエル側の前向きに対応がない場合には機能しない。

一方、イスラエルはインティファダを完全に鎮圧することはできないであろう。もちろん、占領地住民の強制移動や強硬な軍事的手段を行使する力をイスラエルは持っている。しかし、イスラエルがそうした行動を取れば、

イスラエルは国際社会のなかで政治的に「自滅」するしかないし、何よりイスラエルの民主主義が崩壊する。イスラエルは、そこまでは追い詰められてはいない。国家間の戦争に比較すればイスラエル側の人的、財政的負担は軽いものの、インティファードはイスラエルに高い政治的負担を強いている。東地中海で最強の軍備と最良の兵士を擁するイスラエル軍は、まったく新しい状況に手をやいている。そのうえ現在のインティファードが仮に鎮圧された場合でも、パレスチナ側の意識変化をイスラエルが消し去ることは不可能であろう。イスラエルはインティファードを終息させるためには、パレスチナ側に一定の妥協を行うことは避けられない。

1991年秋から開始された中東和平交渉は、イスラエル占領地での情勢を複雑に反映することは言うまでもない。本章は、大きな政治的意味を持ちながらその実態が極めてわかり難いインティファードを中心にして、現在継続中の中東和平問題を分析しようとする試みである。本章では、インティファードを占領地全体で行われる統合された一連の対イスラエル抗議行動と暫定的に定義する。そのうえで、第1節では、インティファードの発生と組織化の過程を整理し、第2節ではインティファードの力の限界について考察するものである。こうした分析は、極めて暫定的であり曖昧なものになることを予めお断りしておく。1993年春時点でもインティファードの指導部に関する材料は少なく、現在進行中の中東和平交渉は、依然パレスチナ側とイスラエル側の現実の力の攻防の結果を反映させ、また交渉の進展具合が即占領地の現場に反映されるからである。インティファードは、現在パレスチナ側が使える数少ない「力のカード」である。その意味で、交渉の過程でインティファードが終息、鎮圧される可能性があり、反対に爆発する可能性も同様にあるからである。

第1節 インティファードの発生と組織化

1. 占領地での「暴動」

1987年12月9日が、インティファードが開始された日とされる⁽¹⁾。その発端は極めて単純な自動車事故であった。12月8日ガザのジャバリエ難民キャンプ付近でイスラエル人の車とパレスチナ人が運転する車が衝突し、パレスチナ人4人が死亡した。この事故は、同月6日にガザ市内でイスラエル人セールスマンが殺害された事件への報復行動である、との噂がガザのパレスチナ人たちの間で流れた。最初の事件や衝突がどこで起きたかはっきりしない。しかし、12月9日から住民と軍の衝突はガザ全域に拡大し、やがては西岸に飛び火していった。

12月9日以降、占領地住民と軍の衝突は劇的に増加する。しかし、12月中には、衝突件数の劇的増加と占領地全体への拡大以上の新しい現象は表面化していない。規模の差はあれ、軍と住民の衝突は、基本的には過去の衝突と内容的には大差はない。投石、タイヤを燃やすこと、道路封鎖、ゼネスト、商業スト、あるいはイスラエル軍兵士の住民への発砲、殴打、催涙ガス使用などの現象は、1987年12月9日以前にも占領地で起きていた。頻繁ではないとしても、珍しいことではなかった。イスラエル政府首脳や軍の幹部が過去に起きた住民の暴動のひとつと考えたのは、現時点では事態の認識が甘かったと言えるが、1987年の12月頃の時点では極めて経験的であり「合理的」判断であった⁽²⁾。同時期には、住民の暴動以上の動きを示唆するものは表面的にはない。短期的に新しい傾向と言えるのは、それまでの数カ月間継続していたイスラエル軍とイスラム聖戦機構との間の銃撃戦が中断したことがあるかもしれない。

同段階の特徴は、占領地内の各地域が、それぞれのイニシアティブでイスラエル軍との衝突を継続させていたことである。各地域での衝突、商業スト

などはバラバラに実施されていた。これは、インティファダの特徴のひとつを示唆している。それは「中央」の指令を受けず、独自の運動を進める力を持つ地域のリーダーの存在である⁽³⁾。パレスチナの若い世代は、占領地全体の街頭でイスラエル軍と石や火炎ビンなどで対峙し、地域全体を巻き込んだ反占領の運動を開始したのである。

2. 映像の衝撃

むろん占領地では見慣れた風景でも、それが世界に放映された時の衝撃力は別である。電波技術の進歩は、12月9日以降、占領地での風景を世界の茶の間のテレビに同時中継的に流すことを可能にした。いかなる軍隊であれ、兵士が大勢の住民と衝突する場合、映像的には兵士は悪役となる。現場の状況如何にかかわりなく、ニュース映像のなかで、イスラエル国防軍兵士は悪役を演じるはめとなった。これは12月9日以降の新しい現象である。米国人が、それらの映像に衝撃を受けたとしても、彼らが見た映像は占領地の風景としては新しいものではない。

占領地の住民蜂起が最初に持った世界的インパクトは、テレビ・カメラによって作られたと言っても過言ではないだろう。暴動が起きて約1カ月後の1988年1月10日、イスラエル軍参謀総長は、現場の将校が特定地域を軍事閉鎖地域に指定できるように手続きを大幅に簡素化した⁽⁴⁾。その目的は報道陣の排除であった。そして1988年3月初めには、キッシンジャー元米国務長官が、イスラエルに記者やテレビ・カメラを占領地に入れぬよう求めたと報道されるほど、映像の衝撃は大きかったのである⁽⁵⁾。イスラエル軍兵士と現場で取材をする記者との関係は急速に悪化した。これもインティファダ以降の新しい現象かもしれない。

3. 「暴動」からインティファダへ

中東・イスラム世界は、幾つかの時事用語をマスコミの世界に定着させてきた。「ジハード (Jihad)」, 「フェダイーン (Fedaeen)」, 「ムジャヘイデー (Mujahidin)」などの言葉は、時事用語としてそのまま世界のマスコミで使用されている。インティファダの呼称も、すでにひとつの固有名詞として世界的に認められた存在となっている。現場から報告を送っていた各国のジャーナリストたちがインティファダという呼称を使用し始めたことは、占領地住民の闘争が、従来の言葉では言い表せない性格やインパクトを持っていると感じた証左である。しかし、アラビア語で「揺らす・揺する」を意味するインティファダという言葉は、1987年の12月9日から外国人記者らによって使用されたわけではない。

ジョエル・グリーンバーグ (Joel Greenberg) は『エルサレム・ポスト』紙で、占領地情勢をインティファダ発生時から1990年頃まで主に担当した記者である⁽⁶⁾。同記者が最初に「インティファダ」という表現を使用したのは1988年2月中旬からである⁽⁷⁾。毎日占領地の現場から報道していた彼が蜂起 (Uprising) などの言葉を使わず、インティファダという言葉を使い始めたことは、彼が従来とは異なる雰囲気を実地で感知し、社のデスクもそれに同意した結果である。『エルサレム・ポスト』紙の報道も含めたいくつかの状況証拠から見ると、占領地住民の運動が従来の暴動とは異なる様相を明らかに示し始めたのもまさにこの時期である。

4. 死者数の推移

占領地全体の動向を見る場合、ひとつの有効な目安に衝突などによるパレスチナ人側の死者数がある。もちろん、死者増加の理由は無数にあり、特定の数に特定の意味を与えることはできない。しかし、イスラエルとパレスチ

ナ側の衝突の激しさを示唆するひとつの目安とはなり得る。さらに、死者数については、イスラエル軍発表、その他イスラエル側の民間、マスコミの調査資料、それにパレスチナ側、PLOの数字などがあり情報源が複数存在する。当然これらの数字の間では「多少」の誤差はあるが⁽⁸⁾、概ね一定の誤差の枠内に限られ極端な差はない。また消去法的に見れば、死者数以外には衝突の度合を探るための適切な数字はない。占領地での衝突回数、負傷者数などは、占領地全体を把握していると推定されるイスラエル軍の数字に限定され、当事者の一方的指数しか存在しない。パレスチナ側の数字は存在するが、制度的に全体を監視していると考えするには無理があり、情勢分析の基礎数字としては不確実すぎる。より第三者的な客観的指数としては、UNRWA (国連パレスチナ難民救済事業機関)がある程度信頼できる数字を収集・整理している公算が高いが、公開される可能性は極めて低い。

インティファダ発生から1992年末までの死者数の総計(第1表, 第1図)⁽⁹⁾は、約5年間で957人になる。インティファダ発生以来の月別死者数を見た場合、過去5年間で死者数がピークを示したのは1988年春である。ガザの場合は1988年4月(18人)であり⁽¹⁰⁾、西岸の場合は同年3月(37人)である。暴動発生直後、ガザでは死者数が増加(1987年12月14人, 88年1月13人)したものの、西岸の死者数は、発生当初よりすこし遅れた1988年2～3月にピークとなる。西岸での「火」のつき方はガザに比べて少し遅い。占領地全体で見た場合では、1988年4月の44人は、5年間の月別死者数のなかで最高値を示している。したがって、死者数から見た場合、占領地全体で衝突が最も激化したのは1988年2～4月の期間となる。

占領地内での衝突が増加し、死者数が増加する場合、特定の事件に対する反応と見るよりも、占領地全体の運動が高揚したと見た方がより合理的ではないかと筆者は想定している。こうした視点で見れば、1988年春頃に、インティファダの勢いはひとつの頂点に達していたと推定される。

他方、特定の事件が占領地全体に強い影響を与えた場合もある。1988年4月のアブ・ジハード暗殺事件、92年末のハマス活動家大量追放事件である。

第1表 占領地でのイスラエル軍との衝突による死者数

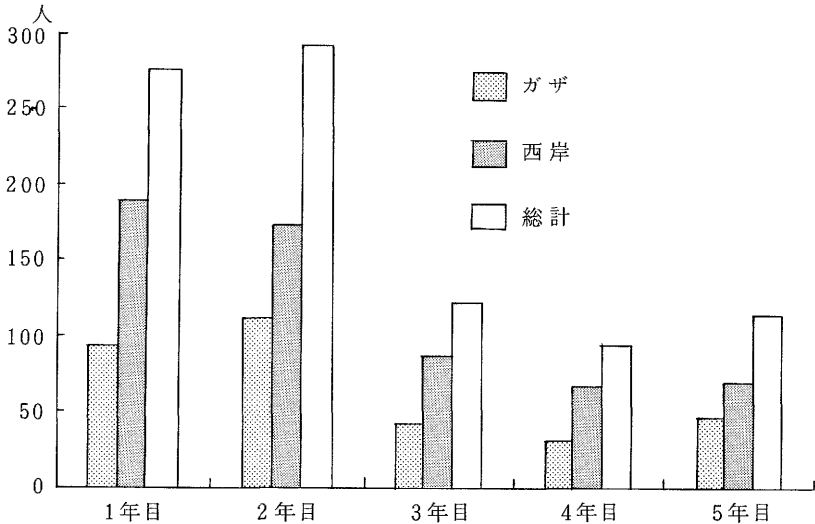
(単位：人)

	1年目(1987～88年)		2年目(1988～89年)		3年目(1989～90年)		4年目(1990～91年)		5年目(1991～92年)		6年目(1992～93年)	
	ガザ	西岸	ガザ	西岸	ガザ	西岸	ガザ	西岸	ガザ	西岸	ガザ	西岸
12月(12.9～)	14	8	22	18	26	8	12	7	3	10	3	13
1月	13	4	17	14	20	2	9	7	11	16	2	4
2月	4	26	30	8	14	6	3	9	0	6	5	3
3月	5	37	42	10	22	2	8	10	3	5	8	4
4月	18	26	44	11	20	31	6	3	9	2	4	6
5月	4	13	17	18	19	37	16	8	24	3	9	12
6月	4	8	12	11	9	20	0	7	7	3	1	6
7月	4	18	22	12	18	30	1	3	4	4	5	4
8月	10	14	24	13	26	0	1	1	1	3	5	8
9月	8	8	16	6	15	21	1	3	4	1	9	10
10月	3	21	24	10	20	30	3	28	31	2	6	8
11月	4	6	10	1	12	13	2	1	3	0	4	4
12月(～12.9)	1	3	4	3	6	9	0	2	2	1	1	4
計	92	192	284	117	182	299	43	84	127	28	68	96
										48	70	118

(注) 発生以来の死者総数。ガザ349人、西岸608人、総計957人。

(出所) B'TSELEM資料。同機関では、各月ごとに新しい数字を追加している。

第1図 占領地でのイスラエル軍との衝突による死者数



(注) 年間の死者数推移から見るかぎりでは、最初の2年間の年間死者数はほぼ同数であり、3年目以降は半分以下に減少している。死者数の推移では、西岸とガザが同じ傾向を示していることは、死者数の推移が占領地全体の状況を反映していることの表れとも解釈できる。死者数減少の理由としては、インティファードの勢いの低下、あるいは運動の方向の変化とも見ることができよう。

他方、2年目以降での顕著な変化は、「対イスラエル協力者」と見なされたパレスチナ人の殺害件数の増加である。ちなみに筆者が報道を整理した数字では、1年目に対イスラエル協力者として殺害されたパレスチナ人は14人であるが、2年目には103人に激増している。イスラエル軍の資料では、1990年以降衝突による死者数を、パレスチナ人に殺害されたパレスチナ人協力者の数が上回る傾向が継続している。協力者殺害は、ある意味でインティファードの影の部分といえるかもしれない。

(出所) 第1表に同じ。

インティファード発生から1993年春までの期間中、この2事件以外に占領地全体の住民の広範な怒りを誘発した事件はない。もちろん、占領地全体の死者数の推移は、狭い地域でのさまざまな事件の累積結果である可能性は否定できない。こうした見方に立つ場合、占領地全体での死者数の推移は、個々の地域の緊張の結果の集積数字であり全体として何も意味せず、インティファードの勢いが1988年春に高揚したとの分析は成立しない。

5. ゼネスト

住民の運動が、占領地全体として進められるようになる傾向を最も顕著に示すものにゼネストがある。パレスチナ人の中では、ゼネスト自体は極めて伝統的戦術である。しかし、インティファダ後にパレスチナ側で新たに生まれた要素としては、占領地全体が一体となって定期的に行うゼネストとストを呼びかける統合指導部（United National Leadership of the Palestine）のリーフレットがある。定期的に占領地全体で実施されたゼネストが、パレスチナ人たちに自分たちの団結の成果として実感として認識されたことの影響は極めて大きいものがあつたと推定される。こうしたゼネスト実施のメカニズムについて、現時点では統合指導部の存在が公式に確認できない以上、ゼネストとリーフレットが統合指導部の行動を推測する手がかりとなる。

筆者は、1988年4月から90年3月まで在テルアビブの日本国イスラエル大使館専門調査員として勤務した。その2年間の経験的印象では、リーフレットの平均配布頻度は月2回であった。月2回のリーフレット配布を定数と仮定して、1988～89年のリーフレット配布状況（第2表）⁽¹¹⁾を見ると、月平均2回の配布状況が定着するのは88年6月以降である。1988年1月から5月の間での、統合指導部のリーフレット配布数は安定していない。1月の配布は極めて多数であり、2月以降は安定化に向かってはいるが、依然配布回数は安定していない。リーフレット配布が月2回でルーティーン化するのは1988年6月以降であり、配布の頻度と間隔が安定するのは、リーフレットを作成・配布するシステムがある程度安定したことを示唆していると推定される。

他方、1988年から90年の間に統合指導部が呼びかける月別ゼネスト回数は平均で4、5回であった。月4、5回を基礎定数と仮定してゼネスト実施状況（第2表）⁽¹²⁾を見ると、統合指導部が呼びかけるゼネストは1988年2月から概ね月4、5回の平均数を示している⁽¹³⁾。したがってゼネスト実施にかぎり、1988年2月頃には統合指導部が占領地住民を「指導」する体制はす

第2表 ゼネスト実施およびリーフレット配布状況

	1988		1989					
	統合指導部		統合指導部		ハマス		その他	
	ゼネスト 実 施	リーフレット 配 布	ゼネスト 実 施	リーフレット 配 布	ゼネスト 実 施	リーフレット 配 布	ゼネスト 実 施	リーフレット 配 布
12月			4	2	1	1	2	1
1月	1	5～6	4	2	2	2	2	2
2月	4	2	3	2	0	0	0	2
3月	6	4	4	2	2	3	1	4
4月	5	2～3	4	2	3	2	0	1
5月	5	3	5	1	5	1	2	0
6月	5	2	6	1	2	1	0	1
7月	4	2	3	2	1	1	1	1
8月	6	2	3	1	2	0	1	4
9月	3	2	4	2	1	0	0	1
10月	5	2	1	2	1	2	0	1
11月	6	1	2	1	2	1	0	1

(注) 統合指導部のみ1988年の状況を表示した。

各組織の呼びかけるゼネストは往々にして重複しており、1カ月間に実施されるゼネスト数は呼びかけの回数より少なくなる。

(出所) 報道により筆者作成。

で構築されたことを示唆している。

ゼネストの実施状況やリーフレットの配布頻度から見ると、統合指導部の権威が占領地住民の間に確立し始めたのは1988年2月頃ではないかと推定される。インティファード発生以来、各地で独自に散発的に実施されてきたゼネストが、1988年1月下旬から占領地全体で一丸となって実施されるようになるからである。1月27日のゼネストは「全体ストに近い状態」⁽¹⁴⁾と報道されている。また2月16日のゼネストは「街は無人であり、ある公式筋はこんな街は初めてと述べている」⁽¹⁵⁾ほどに占領地全体が統一行動を取れたのは、統合指導部のリーフレットによる呼びかけに各地の住民が呼応した結果である。

1月から配布され始めた統合指導部のリーフレットは1988年5月までに15

回ほど配布されている。統合指導部は、ゼネスト以外にさまざまな政治的行動を同リーフレットで住民に要請し、住民がそれに応える形で各地での行動を取った。ゼネストという行動がすでに1988年2月頃には、占領地全体で定期的に行われるようになったことは、統合指導部の権威が占領地住民の間に認知された結果と推定される。またリーフレットの配布回数が、ゼネストより約3、4カ月遅れて安定することは、その頃までに統合指導部の活動と権威が安定し、インティファダが運動としての立ち上がりの時期を過ぎ、初期段階のペースを獲得したためと推定される。

死者数の推移、ゼネストの実施状況、リーフレットの配布状況という3つの状況証拠から見た場合、1988年春頃がそれぞれの節目として重なる。こうした傾向を単なる偶然として見ることも可能であるが、この「偶然」は、占領地でのインティファダ体制が確立したことを強く示している。この推定を逆説的に補強するのは、イスラエル側の対応である。当初、単なる暴動との見方をしていたイスラエル側は、1988年春頃までに事態を深刻に受け止め、さまざまな新しい対応策を導入した。しかし、インティファダの体制が確立する前に効果的に対応できなかったイスラエルは、すでに初期鎮圧の機会を失っていた。インティファダは、住民の暴動から、組織化される程度の方角性を持つ政治運動へと離陸していたのである。力による「鉄拳政策」は、すでに政治化した占領地内のパレスチナ住民をさらに団結させることに貢献した可能性が高い⁽¹⁶⁾。イスラエル側の誤りは、インティファダ発生初期の段階ではなく、インティファダ体制の確立するまでの2、3カ月の間での判断と対応の遅れにあるといえるかもしれない。

6. 指導部の創設

統合指導部が占領地内で権威を確立した時期を1988年春頃とした推定はあくまで仮説であり、今後いずれかの形でその経緯は明らかになるだろう。現時点で確実なことは、インティファダが統合指導部の主導で行われたこと

である。そして、インティファダが一定の力を持ち得た最大の理由は、占領地の住民が一体となって行動したからである。統合指導部が、インティファダのすべてを指導していないとしても、住民全体の行動を大きくひとつにまとめたことに疑問の余地はないだろう。

では、統合指導部はいつ結成されたのであろうか。本章執筆時点では、その答もまた不明である。現時点での、同指導部結成の時期を示唆する唯一の手がかりは、同指導部名のリーフレット開始の時期からの推測しかない。『エルサレム・ポスト』紙の報道を手がかりにすれば、同紙が「蜂起司令部」指令のゼネストが実施されたと報道し始めたのは1988年1月18日、19日が最初である。同紙は1月21日の報道では、過去2週間以内に占領地でPLOとイスラム聖戦機構による地下指導部が成立したと報道している。その後2月3日の報道では、1987年12月末に15名から構成される統合指導部が成立していた、との分析を掲載している。同紙の一連の報道から推定できることは、1月下旬までには現場の記者が、占領地の住民が統合指導部のリーフレットの指示に従い始めたことを察知したことを示唆している。この時期以降、各新聞はリーフレットの指示内容を詳細に報道し始めている⁽¹⁷⁾。

統合指導部のリーフレット配布が開始されたのは1988年1月初旬⁽¹⁸⁾である。したがって、リーフレット開始の時点で、すでに統合指導部が暫定的であれ形成されていたと仮定すれば、同指導部が組織化されたのは1987年12月末から88年1月初旬になる。しかし、1987年12月9日以来さまざまなリーフレットが各地で配布されており、理論的にはリーフレットは配布されても組織としての実体はなかったとの議論も一応成り立つ。今後、統合指導部がどのような経緯を経て何時組織されたかについて明らかになるのは、パレスチナ側から何らかの形で資料が公開される場合と、イスラエル軍側が指導部を摘発した後に発表する場合が想定されるが、現在の時点で推定可能なことは、統合指導部が組織されリーフレットを配布する活動を開始するまでに、1987年12月9日から約1カ月ほど経過したことである。統合指導部の活動が表面化するまでの約1カ月の空白の存在は、インティファダが占領地外から

の指令で発生したものではなく、占領地内で自然発生的に起こったとする有力な状況根拠となっている⁽¹⁹⁾。

7. 統合指導部についての通説

インティファダが生んだ最大の政治的成果のひとつが、統合指導部である。一方、同指導部は地下組織であり、さまざまな通説に包まれている。当面、通説を確認する方法はない。通説によれば、同指導部はPLO系諸組織(ファタハ、PFLP、DFLP、PCP)とイスラム聖戦機構などから構成される。具体的会合の方法は不明であるが、リーフレットの配布では、各組織の間で調整がなされる。順番にリーフレットを書くとの見方もある。各組織間で調整がきかない場合には、異なる内容のリーフレットが同じ名前で配布される場合もある。構成メンバーは、かりに逮捕されたとしても、即補充される、チュニスからの指示がファクスで送られる、などなどである。これらの通説は公式には確認されていないが、その他に有力な通説もない。

統合指導部が「完璧」に近い非公然組織であることが、イスラエル軍の追及をかわすためには極めて有効に機能している。しかし、統合指導部が地下に潜っているかぎり、占領地内の指導を誰が公然と行うかとの問題が残る。指導部が表に出ないかぎり外交的、政治的には大きな曖昧さが生まれる。住民も顔と組織の見えない指導部にどの程度従うか疑問である。特に住民に厳しい選択を迫る場合には、表の指導部の存在は不可欠になる。しかし、表に出ればその瞬間、イスラエル軍の摘発を受けることは確実である。インティファダには顔がない状態が継続しており、未だインティファダの闘争のなかから政治の表舞台に登場した指導者が存在するかどうかは、議論の分かれるところである。

例えば、イスラエル側にはエルサレムの旧家の出身であるファイサル・フセイニ(Faisal Fuseini)がインティファダの指導者と見なす傾向がある。彼は、インティファダ発生前や発生後にも行政拘禁(理由が明確にされない

まま半年間拘束される)を経験しているが、追放されないままエルサレムに居住し、1991年秋からの和平交渉ではパレスチナ交渉団の顧問となっている。仮にイスラエル当局が、ファイサル・フセイニをインティファダの重要な指導者と見なすなら、彼を追放してインティファダ指導部に打撃を与えないイスラエル側の対応は不可解である。

しかし、現時点でもインティファダの指導部の生まれた背景を窺う材料は幾つかある。まず伝統的な西岸・ガザの歴史的風土がある。西岸・ガザの政治的リーダーは、常に外部勢力と複雑な関係を形成してきた⁽²⁰⁾。1967年のイスラエル軍による占領が開始されて以来、占領地内に独自の政治指導部が形成された時期が2回ある。1回目は1973年夏に形成された「パレスチナ民族戦線(PNF)」である。同戦線は、ファタハ、パレスチナ解放民主戦線(PFLP)、パレスチナ共産党などから組織された。2回目は、1979年のキャンプ・デービッド条約締結後に組織された「民族指導委員会(NGC)」である。同委員会も、ファタハ、PFLP、パレスチナ共産党などから構成されている。しかし、両組織の違いは、PLFが非公然組織であり、NGCが公然組織であった点である。NGCの主要メンバーは、占領地内の現職市長から構成されたが、1982年までにこれらを構成した市長たちのほとんどは、暗殺、追放されており、82年3月には非合法化されている。一方、イスラエル側は1982年から占領地独自の指導部として「村落同盟」を盛り上げる政策をとったが、同同盟がパレスチナ社会で権威を獲得することはなかった。

これまで占領地内に組織された2つの政治指導部が、PLO系の諸組織の寄合い組織であったことは、1987年12月の時点でも占領地内では、こうした政治的土壌が存在した可能性を示唆している。インティファダが、占領地の指導層にとっても予想できないものであったと仮定すれば、流動化する事態に対応するために、従来の政治的伝統のなかで似たような対応がなされた可能性は高い。また直接的にPLOの名前ではなく、独自の指導部の名前を使用したことも過去のパターンと重なる。

もうひとつの材料は、1988年1月14日に、パレスチナ人の著名な要人らに

よって発表された14項目提案である。同提案は、住民蜂起開始後、約1カ月後に発表された初めてのパレスチナ側の政治的要求である。同提案に参画した著名人たちがどの程度占領地住民の要求を代表するかについては疑問はある。しかし重要な点は、同声明の発表の時期と統合指導部のリーフレット配布開始の時期がほぼ重なる点である。14項目提案の内容や同提案に署名したパレスチナ要人の役割についての分析以上に重要な点は、1987年12月9日から約1カ月を経て、パレスチナ側で政治的要求をまとめる動きがようやく具体化した事実である。占領地内独自の動きであれ、チュニスのPLO本部からの指示であれ、占領地のパレスチナ人指導者は蜂起開始後約1カ月を経て、政治的スタンスを表明できるコンセンサスを成立させた。統合指導部の組織化の過程も、こうした表の動きと無関係ではあり得ないだろう。

こうした点から見れば、統合指導部が、1987年12月末から88年1月初旬に組織化のための作業を終え、活動を開始したこと、また同組織はPLO系のいくつかの派から構成される、とする通説は現時点ではかなり確度の高い推測と言えよう。

8. インティファダの真の指導部は誰か

統合指導部が占領地で組織され、リーフレットを開始したことはすでに述べた。同指導部に呼応した占領地住民の行動が、インティファダを組織化された政治運動に変化させたことは疑問の余地がない。しかし、誰が統合指導部を構成しているかという疑問は依然残っている。

インティファダは街頭で生みだされた運動である。ここでの主役は、若い世代のパレスチナ人である。過去4年間の死者を年齢別に見た場合でも、それは明白である(第3表参照)。過去4年間の死者のなかで、35歳以上のパレスチナ人の死者が全体の11%を超えたことはない。死者の大半は10代後半から20代前半の若者である。若い世代が、イスラエル兵士との衝突で命を張って街頭闘争を行っている点に疑問の余地はない。

第3表 年齢別死者数

(単位：人，カッコ内%)

	1年目	2年目	3年目	4年目	計
年齢					
12歳以下	8(2.8)	29(9.7)	5(3.9)	5(5.5)	47(5.9)
13～16	39(13.7)	45(15.0)	21(16.5)	20(22.0)	125(15.6)
17～24	160(56.3)	180(60.0)	65(51.1)	47(51.6)	452(56.4)
25～34	54(19.0)	31(10.3)	22(17.4)	15(16.5)	122(15.2)
35～44	10(3.5)	6(2.0)	3(2.4)	3(3.3)	22(2.7)
45歳以上	13(4.7)	9(3.0)	11(8.7)	1(1.1)	34(4.2)
計	284(100)	300(100)	127(100)	91(100)	802(100)

(出所) 『B'TSELEM年報』1992/93年版。

しかし、街頭を「支配」する若者たちがインティファダのリーダーとは確定できない。通りひとつは支配できても、占領地全体を指導する力はないかもしれないからだ。では、真のインティファダの指導部は誰になるのか。現在までに、イスラエル、パレスチナ、外国の学者によるさまざまな推定がなされている。しかし、こうした議論は極めて慎重に見る必要があるだろう。議論が公の資料不足のなかで行われていることや研究者の思い入れがある他に、現実的な政治的思惑を含んでいる可能性があるからである。インティファダの指導部をめぐる議論は、即パレスチナ人を代表する者は誰かの議論と直結する。したがって、どのパレスチナ人と交渉したいかとの思惑が先にあり、その後に指導部は誰かとの議論、分析、あるいは報道がなされる可能性は排除できない。本章では、そうした配慮も含みつつパレスチナ、イスラエル、米国の学者の分析を紹介し、インティファダの指導部をめぐる議論を整理することとしたい。

西岸のビル・ゼイト大学のアリ・ジャルバウイ (Ali Jarbawi) は、占領地内のエリート層を3つにわけ(21)。(1)民族派、(2)親ヨルダン派、それに(3)宗教勢力である。ジャルバウイは、インティファダを担うのは民族派としたうえで、同派をさらに細分し、占領地内の各種組織の指導層、パレスチナ著

名人(Public figures)、パレスチナ人の独立派要人の3つに分類している。ジャルバウイは、インティファダの指導部として占領地内の各種諸組織の指導層をあげている。彼らは、組織力を持つが政治的、社会的には無名である。組織を指導する彼らは、占領地におけるPLOの野戦司令部的存在とされる。ジャルバウイは、インティファダの結果、新しく生まれた指導層は存在せず、PLOの野戦司令部である統合指導部が、即決の判断を要求されることで自立性が高まっただけとしている。こうした背景には、1980年代初めから占領地内での各種専門職別の組合、学生組織、社会・福祉組織などを組織したのはPLOの戦略であるとの認識がある。

米国人で、インティファダ発生当時エルサレムに住んでいたロバート・ハンター (Robert F. Hunter) は、最初は若い世代の自発的な衝突だったが、その後若者たちが、より経験を積んだ年長のPLO各派の指導者で構成された統合指導部に連らなつたとしている⁽²²⁾。ハンターは、こうしたグループとは別に「政治ブローカー」と呼ぶパレスチナ人指導者層を指摘する。彼らは、PLOとの関係や名望家の出であることで自己の政治的基盤を確保している指導層である。通常彼らは、パレスチナ要人も呼ばれる。

2人は、パレスチナ側の指導層を重層的に見ている。そして両者は、占領地内の各種諸組織の無名の指導者層を形成するパレスチナ人たちをインティファダの指導層と見なしており、東エルサレムで活動する著名パレスチナ人たちは、インティファダの指導部とは別としている。

他方、イスラエル側はこうした相違を重く見ていない傾向がある。イスラエル側はファイサル・フセイニをインティファダの頭目と見なしている傾向がある。テルアビブ大学のジャッファ研究所(戦略研究所)のシャーレブ (Aryan Shalev) は、「最高レベルの指導部は、東エルサレムを本拠地とする約45人」としている⁽²³⁾。名前はあげていないが、明らかにファイサル・フセイニ周辺のパレスチナ人たちを示唆している。ハンターの「政治ブローカー」が、シャーレブの「最高レベルの指導者」と対応する。

シャーレブと同じテルアビブ大学に所属する研究所であるが、より学術的

性格を持つダヤン研究所のメイル・リトバク (Meir Litvak) は、インティファードの指導部について、より重層の見方をしているが、やはりファイサル・フセイニをインティファードの指導者と見ている⁽²⁴⁾。リトバクは、インティファードの指導層として、1980年代初めからファタハにより組織された各種諸組織の指導層を形成するパレスチナ人たちをインティファードの指導部としている。リトバクは、これら組織指導者たちは、家系ではなく、逮捕・投獄経験などの個人としての行動実績によりその指導性を確立しているとしている。しかし、各種諸組織は、占領地外のPLO内の分裂を反映しており、占領地内の諸組織が統一された組織とはなり得ないとしている。またリトバクは、表の指導層としてパレスチナ要人をあげている。彼らはジャーナリストであり、弁護士、元市長、学者、伝統的名門の家系出身者であり、住民の間に支持基盤を持たないとしている。しかし、リトバクは組織の指導層のなかで最も重要な人物はファイサル・フセイニとする。パレスチナ人の指導層については、ハンターやジャルバウイの分析と極めて近いリトバクであるが、インティファードの指導者についての結論はシャーレブと同じになる。

現在の時点で、インティファードの指導者・層をめぐる議論に結論を出すことは不可能であるし、不必要でもあるだろう。しかし、指導部をめぐる議論は、今後の中東和平をめぐる動きのなかで中心的疑問のひとつとなる可能性があり、極めて重要である。要約すれば、インティファードの指導者が、無名の各種組織の若い世代の指導者たちであるのか、ファイサル・フセイニなど世界に知られたいわゆるパレスチナ要人であるか、あるいはチュニスのPLOであるかという疑問である。あるいは、これら3つのグループがどのような関係を形成しているかという疑問である。また、これら3つの指導層のグループと、街頭でイスラエル軍と対峙している若者たちの関係である。

インティファードの指導部をめぐる議論は、イスラエルや米国が誰と交渉するかという問題に深く関係する。インティファードを抑えるためには、その指導部と交渉する必要があるからである。他方、占領地内での今後の政治動向を見るためにも、インティファードの指導層をめぐる議論は重要な要素

となる。現在のパレスチナ交渉団の構成、格付けをめぐる疑問や、仮に暫定自治が実現した場合の想定されるであろう占領地内での選挙の方法や結果を考えるうえでも、この議論は重要である。インティファダの指導部が新しい世代であるなら、旧世代との権力抗争がパレスチナ内部で起きる可能性もある。また占領地外のPLO指導者と占領地内指導者との関係も、今後どのように変化、あるいは公式化されるかも焦点のひとつである。この場合でも、アラファト議長らPLO指導者たち、ファイサル・フセインを中心とするパレスチナ要人たち、それに無名の各種組織の指導者たち、それと街頭で戦う若者たちの関係の構図が、今後の事態の推移のなかでどのように変化していくかが焦点となるだろう。占領地でインティファダを指導する統合指導部の誕生はインティファダが生んだ最大の政治的成果である。しかし同時に、その組織が公の場に立てず、その政治的成果を引っさげてイスラエルと政治的に対峙することができないことが、インティファダの政治的アキレス腱にもなっている。

第2節 インティファダの限界

インティファダがすでに大きな成果をあげた点に議論の余地はない。その成果の陰には、1000人以上のパレスチナ人がイスラエル軍との衝突で死亡し、占領下のパレスチナ住民が長期の経済的苦境に耐えるなどの甚大な被害が存在する。ある意味では、パレスチナ人は自らの血を流し、苦難に耐える意思を示すことで、世界に民族としての主張を認知させたといえる。しかし、そうした犠牲があったとしても、現実の政治のなかではインティファダは住民運動の域を出ないものであることも冷徹な事実である。こうした限界は、インティファダ自体の持つ限界である。そして、もうひとつの限界が指導部の不透明さである。PLOも含めれば、パレスチナ側での意思決定の不透明さであり、インティファダが持つ政治的インパクトをどのように使うかと

いう政治的戦略の不透明さである。

1988年秋、アルジェリアで開催されたPNCはパレスチナ独立宣言を採択した。同宣言は、パレスチナ側の対イスラエル闘争の戦略を基本的に変化させた。独立宣言は、パレスチナ国家の独立を宣言すると同時にイスラエル国家の独立も認めた。パレスチナ問題の二国家解決案が、当事者の一方により正式に採択されたのである。パレスチナ独立宣言は、多くの諸国で承認された。多くのPLO事務所がパレスチナ国の大使館に昇格している。その後アラファト議長は初代パレスチナ国大統領に就任している。しかし、形式的変化以上の実質的成果を、同宣言が生み出したかについては極めて疑問である。

パレスチナ独立宣言は、インティファードが生み出した政治的・外交的成果をさらに大きな政治的戦略のなかに取り込んだ決断であった。しかし、紛争の他方の当事者であるイスラエルは、現在に至るまでパレスチナの独立宣言を認めてはいない。米国も同様である。ただし、米国はパレスチナ側の戦略的政策変更に対し低いレベルでの外交的戦術を変化させて対応した。PLO・米国対話の開始である。米国は、対話開始の当初から極めて限定されたレベルでの対応に終始した。対話を行うのは駐チュニジア米国大使とPLO情報局長に限られた。1990年6月の対話凍結まで、米国がこの一線を越えることはなかった。パレスチナ側には、あるいはインティファードには、イスラエルや米国の対応を変化させる力はなかったのである。

こうした対応は、湾岸戦争後、当時のベーカー国務長官 (James Baker) が行った精力的中東歴訪の際の、米国の占領地のパレスチナ要人に対する対応と比較すれば、その差は歴然としている。ベーカー国務長官は、占領地パレスチナ人の窓口としてファイサル・フセイニを筆頭とするパレスチナ要人と中東訪問の都度に会談した。現在でも、ファイサル・フセイニをはじめとする占領地内パレスチナ要人たちが占領地内でどの程度の指導的立場にあるかが明らかではない。1991年秋のマドリードでの中東和平会議開催までは、PLO全体のなかでの彼らの位置づけも不明確であった。米国は、パレスチナ人の「正統な代表」であるPLOには低レベルでの窓口を維持したのに対し、

地名度はあるとしても、指導者としての正統性が確立していない占領地内の一部著名パレスチナ要人に対しては、国務長官自らが繰り返し会談したのである。

こうした米国の対応は、インティファダの政治的限界性を示唆するものでもある。その限界性の最大の理由は、インティファダの指導部が明確になっていないことである。インティファダは一定の政治的成果をもたらした。しかし、では誰がその成果を自らの成果と主張できるかという点が不明確である。これは、パレスチナ側の内部問題である。しかし、誰がインティファダの指導をしているかが明確でない場合、外部勢力にすれば自己にとって好都合の人物、勢力を代表としてプロモートする余地が生まれる。イスラエルや米国がこうした曖昧さの残る問題に対処する場合、「扱いやすい」相手を選択するのは当然であろう。

1. 妥協の代表

1991年秋から開始された中東和平交渉に参加したパレスチナ代表団の構成は、妥協の結果である。マドリードで開始された現在進行中の中東和平プロセスは、キャンプ・デービッド条約のなかでのパレスチナ自治の枠組みを部分的に継承している。しかしインティファダは、パレスチナ自治をめぐる既存の枠組みに僅かな変化を与える力を持っていた。ヨルダンのフセイン国王は、1988年夏に西岸との法的な断絶を宣言した。このため、キャンプ・デービッド条約ではヨルダン代表の一部として参加を許されるとされたパレスチナ代表団は、マドリードの中東和平全体会議には、ヨルダンと対等となりヨルダン・パレスチナ代表団として参加した。さらに和平交渉の開会式典での各代表団の席の配置から見れば、パレスチナ代表団は他のシリア、レバノン、ヨルダン代表団と対等の場所を与えられていた。

しかしその後、ワシントンで二国間直接交渉が開始されると、真っ先にパレスチナ・ヨルダン代表団とイスラエルとの交渉形式が問題となった。イス

ラエル側は、ヨルダン・パレスチナ代表団がひとつの代表団として交渉することを要求した。これに対し、ヨルダン、パレスチナ代表団は個別の交渉を要求、3当事者は直接交渉の最初から手続き問題で対立した。イスラエルとパレスチナ代表団は、当初米国務省での廊下での交渉を経て、暫定的合意に到達した。同合意では、暫定的にイスラエル・パレスチナ交渉とイスラエル・ヨルダン交渉は2つの別の交渉として行われる。しかし、これは暫定的措置であり、パレスチナ代表団にはヨルダン代表団員が参加し、ヨルダン代表団にはパレスチナ代表団員が参加する形式で妥協が成立している。不完全ではあれ、パレスチナ代表団は主権を持つ「一当事者」の形に一步近づいた。イスラエル側にこうした妥協を受け入れさせた背景は、インティファードの存在がある。

しかし、依然パレスチナ代表団が直面する問題は大きい。1993年3月までの直接交渉(実質交渉は92年末から中断。93年4月頃の第9回直接交渉が模索されている)での焦点は、やはり主権をめぐる問題である。西岸・ガザには主権の空白が存在している。イスラエルは、西岸とガザを占領はすれど併合するには至っていない。ヨルダンは、西岸との絶縁を宣言している。しかし、占領地の住民運動だけでは、パレスチナ人たちが占領地の主権の受け皿として認知されるには不十分なのである。

1967年の第3次中東戦争の際に国連安保理が採択した決議242号と、73年の第4次中東戦争の際に安保理が決議242号を再度繰り返す内容で採択した決議338号は、土地と和平の交換を原則とする。現在では、同2決議(実質的には同一決議内容)が、中東和平問題の解決のために最も普遍的に認められている基礎である。マドリードで開始された現在の中東和平交渉も同2決議を交渉の基礎としている。決議242号の解釈については、アラブ側とイスラエル側では相当解釈が異なっていた。アラブ側は、イスラエルが67年戦争で占領したすべての占領地からの撤退を求めた。これは、シリアのゴラン(Golan)高原、ヨルダン領であった西岸(東エルサレムを含む)、エジプト領であったシナイ(Sinai)半島と同国管理下にあったガザである。他方、イスラエル側は決

議242号はすべての占領地からの撤退とは規定していない、と主張してきた。決議242号の曖昧さは意識的になされたとの指摘もある。同主張によれば、決議の内容が明確であれば、そもそも安保理で採択されなかったとされている。

決議採択の背景はどうあれ、現在の直接交渉ではアラブ・イスラエル双方の決議242号の解釈論が、交渉の焦点になっている。1992年、イスラエルで約15年ぶりに成立した労働党主導のラビン（Itzhak Rabin）政権は、決議242号の解釈について従来のリクード政権とはかなり異なる立場をアラブ側に示唆する戦術を採用し始めている。こうした態度は最初、シリアとの交渉のテーブルで表明された。イスラエルは、1992年10月の第7回交渉でゴラン高原の交渉について、決議242号を交渉の基礎にする旨を表明した。その意味は、ゴラン高原の主権がシリアに付属することを認めるということである。イスラエルは従来、シナイ半島の返還によって決議242号の履行は終了したと主張していただけに、戦略の大変換である。しかし、シリアとイスラエルの交渉はその後進展していない。イスラエルが、領土との交換で獲得する和平の内容の詳細を明らかにするようにシリアに要求しているためである。

他方、西岸、ガザについては、イスラエルは依然決議242号の適用の用意があると表明をしていない。パレスチナ側は、暫定自治政府についての実務的交渉の前に占領地自体が誰に帰属するかについての議論が不可欠との立場を取っている。イスラエル側は、当面暫定自治についての交渉を行い、次の段階で土地の帰属問題を協議する構えである。パレスチナ交渉団は、依然主権を有する代表としては扱われていない。もうひとつ主権に絡む問題がある。占領地の自治を行う場合に、その中心的機関となる評議会の権限問題である。イスラエル側は、行政機関以上の権限を付与する政策を取っていない。他方、占領地住民から構成されるパレスチナ代表団は、立法権限を有する議会の創設を提案している。立法権をめぐる交渉も、主権をめぐる交渉である。インティファダは、イスラエル側にパレスチナ側との交渉に参加し、暫定自治についての交渉を行わせるだけの力を持っていた。しかし、主権を獲得するにたる力をインティファダが持っているかは疑問である。

2. 主張されない権利：防衛権

さらにイスラエル・パレスチナ交渉では、今までに議論されていない大きな問題がある。パレスチナの防衛権の問題である。マドリード以降の和平交渉のなかで、すでに暫定自治政府の警察権については一定の動きが始動しており、パレスチナ人警察官の訓練がヨルダンで開始されたと報道されている。しかし、パレスチナの防衛権についての公の議論は、いまだ交渉のテーブル上で議論されるに至っていない。

インティファードは、一部の例外を除き、パレスチナ住民による非武装の「石による闘争」である。インティファードは、武器によらない闘争を行うことで、イスラエル軍とイスラエルの世論を窮地に追い込むことに成功している。しかし、今後の交渉の過程におけるいずれかの時点でパレスチナ側の武器保有の問題が、イスラエルの安全保障問題と関連して議論されることは避けられないであろう。たとえ暫定自治の段階での警察力を維持するためにも、武器の保有は不可欠である。パレスチナ側の防衛力の問題は、最終的地位の交渉のなかでのパレスチナ「国家」の創設にも直接かかわる問題である。またイスラエルの安全保障問題にも直接かかわる。さらに現在占領地外で武装闘争を行う力がある程度実際に保持しているパレスチナ各組織にも直接にかかわる内政問題でもある。それだけにパレスチナ側の武装の問題は、領土問題、東エルサレム問題、帰還権の問題とかかわらぬ重要性かそれ以上の難問であり、将来パレスチナ国家が創設されるか否かの問題に直接的にかかわる。

アラブ・イスラエル紛争は、アラブとイスラエルの力の抗争の歴史である。パレスチナの土地に対する正統性の主張とともに、武力の衝突の結果が紛争の構図を規定してきた。それだけに、将来パレスチナ側の体制がどのような形になるにせよ、その軍事力に関する議論はイスラエル・パレスチナ交渉のなかで極めて重要な意味を持つことは言うまでもない。またこの議論では、現在の双方の戦力の差が、交渉の場に直接的に反映することも避けられない

であろう。

イスラエル人は、安全保障問題に極めて敏感であり、時には「パラノイア」的ときえ形容されるほどである。イスラエル側では「ハト派」とされる労働党においても、イスラエル側の安全が十分に保障されると確信しないかぎり、占領地の返還には頑として合意しないことは明白である。東地中海地域で最大の軍事力を保有するイスラエルが、アラブ側の軍事力に極めて強い猜疑心を持つなかでの和平交渉では、軍事的にはほとんど無力であるパレスチナ側としては「原則としての平等」を主張する以外に道は残されていないだろう。したがって、将来のパレスチナ側の国防力の議論では、第1にイスラエル側の考え方が議論の構図を決定することは確かだろう。

イスラエル政府は、1993年春時点までに公式の場でパレスチナ側の国防権について言及していない。パレスチナ側も同様である。しかし、イスラエル人による、将来のパレスチナ側の防衛力に関するさまざまな研究が公表されているが、いずれも極めて厳しい要求をパレスチナ側につきつけている。

最初に西岸とガザが持つ軍事的意義を簡単に整理しておく。基本的には、イスラエル側はガザの軍事的価値は無視している。議論の焦点は西岸である。西岸はイスラエルにとってはかりしれない軍事的価値を持っている。荒っぽく言えば、西岸地区は丘陵地帯である。その丘陵地帯は、イスラエルの海岸平野部を見おろす位置にあり、海岸線に沿って南北に延びている。テル・アビブから西岸までは、渋滞がなければ車で十数分の距離である。またその丘陵地帯の東にはヨルダン渓谷があり、ヨルダン川がヨルダンとの理想的休戦ラインを形成している。西岸は、イスラエルの防衛にとって戦略的資産である。1000メートルを越す丘陵は、イスラエル軍にヨルダンなど東岸をモニターするための理想的高台を提供する。またヨルダン側から侵入した航空機は、山頂のレーダーでより早く捕捉できるうえに、西岸地区は侵入する航空機に数分の余分な飛行を強い、かつ山頂の対空ミサイル部隊には数分の余分な迎撃時間を与える。さらにヨルダン川を越えて進行した陸軍は、急勾配の限られた道路を通る以外山頂部のエルサレムなどへ進行することはできない。イ

イスラエルにとっての西岸は、軍事的には自然の要塞であり、最高の防衛陣地を提供している。逆に西岸地区が占領された場合、イスラエルは丘陵部からの攻撃を平野部で迎えるつか方法がない。67年戦争の勝者であるイスラエルは、西岸地区という戦略的資産を獲得したのである。

イスラエル側の研究者、軍事研究者が、何より第1に西岸の軍事的価値を重視し、その損失を懸念するのは極めて自然である。イスラエル側研究者は、イスラエルが西岸という戦略的資産を放棄する代償として、極めて厳しい条件をパレスチナ側につけている。イスラエル側は、程度の差はあれパレスチナ側のほぼ完全な非武装化を要求している。陸海空軍の存在は問題外であり、保有する武器も警察活動の範囲を出ないものに限定されている。さらに、暫定的であれ西岸地域に一定数のイスラエル軍部隊が残り、監視行動を取ることが要求される。イスラエル紙『ハアレツ』で軍事問題を担当するスチーフ（Ze'ev Schiff）記者は、西岸の安全保障問題ではパレスチナ側とイスラエル側が合意するだけでは十分ではなく、ヨルダンも含めて3者間での合意が必要とすると考えており、ヨルダン川東岸への外国軍の侵入でさえ、即イスラエルへの戦争行為と見なし、西岸でイスラエル軍が軍事行動を取る権利を認めるべきとしている⁽²⁵⁾。イスラエル側の研究者が、現在保有する戦略的資産を何らかの形で手離す場合、それと同等の保障を要求するのは自然であり、また現実の軍事力がその要求を実現させる公算は大きい。

他方、パレスチナ側では、こうしたイスラエル側の要求にどう対応するかについての議論がほとんど公にされていない。イスラエルと並存するパレスチナ国家の考えを提示してパレスチナ社会に衝撃を与えたワリード・ハリデー（Walid Khalidi）は、将来のパレスチナ国家が最新兵器を保有することは非現実的としながらも、国軍を持たない国家はアラブ世界では笑い者になるとしている⁽²⁶⁾。またその国家の指導層が不安感を持つこと、イスラエルの過激派（入植者など）の攻撃やパレスチナ国家への旅行者の安全確保のためにも、ある程度の軍事力は必要としている。しかし、ハリデーが控えめに想定したパレスチナ国家の軍事力（第4表）は、イスラエル側からすればまず許

第4表 パレスチナ国家の国防力想定案

	イスラエル	ヨルダン	ヨルダンの半分の場合		ヨルダンの3分の1の場合	
			西岸	ガザ	西岸	ガザ
戦闘機	574	78	26	13	18	8
輸送機	117	11	3	2	2	1
訓練機	144	29	10	5	7	3
ヘリ	186	18	6	3	4	2
戦車	3,065	520	174	86	115	57
装甲戦闘車	3,600	140	47	23	30	15

(注) 軍備については、1977/78年当時の数字であり、パレスチナの戦力をヨルダンの半分、3分の1として想定している。なお、ハリデーの元の表には他の兵器についても記載されているが削除してある。

(出所) Walid Khalidi, *Palestinian Reborn*, ロンドン, I. B. Tauris & Co. Ltd., 1992年, 92ページ (原典は, International Institute for Strategic Studies, *Military Balance*, 1977-78, ロンドン, 1977年)。

し難いほどの大戦力と見なされるだろう。

イスラエル人とパレスチナ人の2人の学者による研究もある⁽²⁷⁾。マーク・ヘラー (Mark A. Heller) とサリー・ヌセイベ (Sari Nuseibe) による、パレスチナ国家の創設を前提としたイスラエル・パレスチナ紛争の解決を目指した多方面にわたるシュミレーションのなかでも軍事面が重要視されている。2人が合意したパレスチナ側の武装は、主に国内治安用の3個旅団 (西岸2, ガザ1) 以下である。その武装内容は、小銃, 装甲車, 小型迫撃砲, それに必要な通信・輸送機とされている。空軍は、治安, 捜索用の軽飛行機とヘリコプターを持ち、海軍もパトロール, 捜索・救出作業に必要な装備に限定されるとしている。

こうした研究とは別に、パレスチナ人の識者の国防問題に関する調査を東エルサレムの非暴力研究センターのアサイリー (Nafez Assaily) 所長が行っている⁽²⁸⁾。同調査は、1990年5月に西岸, ガザの21名の識者に対するアンケートを中心にまとめたものである。アサイリーは、ハマスを含め大半のパレスチナ人が非武装化の問題を議論することさえ拒否しているとしたなかで、一

部少数派の意見を整理している。同調査によれば、インタビューした21名の大半は非武装化はパレスチナ国家の避けて通れない要素である点は認めている。しかし、同様に最低限の安全保障上の必要性もあると考えており、多くの者が、非武装化はパレスチナ側に何ら具体的な見返りがなくままに、パレスチナ側に強要される条件とも感じている、と指摘している。将来のパレスチナ国家の非武装化問題は、パレスチナ内部での選択の際のジレンマが避けられない、いわば「キャッチ22」的問題であり、交渉の過程で必要な時期がくるまで議論しない、との考え方があることをアサイリーは指摘している。

今後の和平交渉の過程で、パレスチナ側の国防問題が議論される場合には、パレスチナ側が非武装を強要される公算は極めて高い。「中東での最強の軍隊」を持つイスラエルには、パレスチナの非武装化を要求するに十分な軍事力を持っている。パレスチナ側は、非武装化のみならず、「国内」に少数のイスラエル軍部隊が監視、あるいは侵入するアラブ軍を足止めするために駐留することを要求されるだろう。さらにイスラエル空軍が西岸、ガザ上空を使用することさえ要求されるだろう。軍事面のみならず、安全保障条約などでパレスチナ側は、イスラエル国民の安全保障上での懸念をある程度解消させるに十分なまでの制限を課せられる公算が大きい。したがって、焦点はパレスチナ側内部で、国防の権利をどこまで制限するかについてのコンセンサスがどのように形成されるかに絞られる。ヌセイベが述べるように、新生パレスチナ国家が、イスラエル軍と対峙可能な軍事力を持つとすることは、資金の無駄であるとの認識は極めて合理的ではあるが、政治的とは言えないだろう。パレスチナ側が、「武装の制限」を、パレスチナ側の論理で具体化しないかぎり、強制された非武装化は受け入れ難い屈辱になる点は明白である。軍事的に絶対優位に立つイスラエルの不安を十分に解消させ、同時にパレスチナ人の民族的プライドを満足させる最小限の武装レベルを、パレスチナ側はこれから模索する必要がある。さらにパレスチナ側にとって深刻なのは、問題は将来創設される可能性のある新生パレスチナ国軍の武装の制限だけではない点がある。すでにレバノンなどに存在するパレスチナ各組織は、ある程

度の武装を保有している。今後、すでに武器を手に行っているパレスチナ人とこれから武装するかもしれないパレスチナ人たちが、ともに納得しうる非武装＝武装制限問題で合意に到達するには、多くの紆余曲折は避けられないであろう。しかし、同時に明白なことは、パレスチナ側は国防権の制限についてのコンセンサスを形成し、イスラエル側が納得可能な形で提示しないかぎり、パレスチナ国家が生まれる可能性はさらに低くなることである。

おわりに

最初に述べたように、現在進行中の中東和平交渉は、1987年末から開始されたインティファードなしでは開催されなかったかもしれない。インティファードは、そのようなインパクトをイスラエルと世界に対して与えた。しかし、その力は極めて限定されたものであることも冷徹な事実である。パレスチナ側が、インティファードのインパクトを使って、政治的に最大の成果をあげる唯一の方法は、今まで以上の政治的柔軟性を行使することにしかないのではないかと筆者は考えている。パレスチナ独立宣言も、見方によっては今までにない政治的妥協である。中東和平交渉が今後進展するためには、イスラエル側のみならずパレスチナ側でのこれまで以上の妥協は避けられないだろう。他方、イスラエルが、どのような形であれアラブ側に対する領土的妥協を受け入れないかぎり和平の進展は望めない。イスラエルは、自己の安全保障が確立されたと納得しないかぎり、領土的妥協は受け入れないだろう。パレスチナ側は、暫定自治政府、あるいは将来パレスチナ国家が創設されるためには、新しい国家主権の概念をパレスチナ側で構築する以外にイスラエル側の不安を解消することはできず、したがって国家創設の可能性はさらに遠のくだろう。パレスチナ側に今まで以上の妥協が要求される理由は、パレスチナ側の武力がイスラエルのそれを上回る可能性がないからである。パレスチナが、今後武力を背景にしてイスラエルに妥協を迫れる可能性はゼ

口に等しい。また「テロの嵐」を引き起こしたとしても、テロの効果は政治的には限界があり、成果以上にマイナスの波紋を生み出す。他方、イスラエルは、インティファダにより、いかに強力な軍隊を持っていても住民総出の抗議行動は鎮圧できないことを痛感させられている。現在のイスラエル・パレスチナ交渉のなかでは、力を保有しないかぎり要求不可能なことと、いくら力を保有しても実現不可能なことが錯綜して協議されているのである。

中東和平交渉は、依然継続されてはいるが何ら大きな成果を上げていない。しかし、マドリードでの和平交渉が開始されて以降、さまざまな事件が起き、従来なら交渉のテーブルから席を立つ当事者が出て当然と思われる状況のなかでも、遅々として進展のない交渉が継続されている。米国の強い意志に、交渉当事者は逆らえない政治状況があるからかもしれない。しかし、インティファダを4年近く観察して感じることは、パレスチナ住民が疲弊していることである。ハマスの人気の高まりの背景にも、住民の疲れがあるように思える。イスラエル人も、精神的には相当疲れていると思われる。インティファダをめぐる状況は、すでに1989年頃から膠着状態にある。イスラエルの占領地政策を、膠着状態に追い込んだのは、インティファダである。しかし、その膠着状態をインティファダは打破できないだろう。そして現時点では、遅々として進まぬ現行の中東和平交渉以外に、現状打開の道は見当たらないのである。

〔注〕 _____

- (1) 占領地のインティファダを始動する統合指導部は、毎月9日をインティファダ開始の日としてゼネストを呼びかけている。PLOもイスラエルも1987年12月9日をインティファダ開始の日としている。
- (2) 1987年12月9日に米国を訪問していたラビン国防相(当時)は、占領地情勢の変化にもかかわらず米国訪問を継続した。イスラエル側が、占領地情勢が以前とは異なると判断したのは1988年の春先頃と推定される。イスラエル軍は、88年春以降さまざまな新しい鎮圧手段を導入している。
- (3) イスラエル軍は、1988年春から新しい事態に対応する措置を取り始めた。軍がインティファダ発生後最初に(1988年3月19日)非合法化した組織はファ

タハ (Fatah) の青年組織であるシャビバ (Shabiba, アラビア語で「社会的行動のための青年委員会」の略称) である。

- (4) *Jerusalem Post*, 1988年1月11日。本措置以降、現場の責任者である将校が口頭で「軍事閉鎖地域」を宣言すれば、その地域は閉鎖地域となり自動的に報道を規制することができるようになった。
- (5) *New York Times*, 1988年3月5日。

イスラエル側は、インティファダが激化した要因のひとつに「フェア」でないマスコミの報道があると主張することがパターン化している。イスラエル・テレビは、1988年春頃から衝突の現場の映像を放映することを中止している。その理由は視聴者が不愉快になるというものであった。イスラエル側のマスコミに対する不満を知る好材料には、Tal, Eliyahu編, *Israel in Medialand*, エルサレム, Peli Printing Works Ltd., 1989年がある。同小冊子では、いかに世界のマスコミが偏向報道しているかについて詳細に説明されている。

こうした感情的な反応は存在するが、イスラエルのジャーナリストにはプロとしての高いモラルが伝統的に存在することも併せて指摘しておく必要があるだろう。

- (6) J・グリーンバーグは、インティファダ発生当時から1990年春頃まで『エルサレム・ポスト』紙で占領地を担当した記者である。同記者はイスラエル人であるが、プロの記者として終始極めて客観的な報道を実践した。パレスチナ人でも同記者を信頼している人は多く、筆者は何人かのパレスチナ人から、インティファダの詳細を知りたいければ同記者に聞けとさえ言われたことがある。同記者は1990年から約1年サバティカルで米国に留学したが、帰国後、経営者が変わり新聞のスタンスが変化した『エルサレム・ポスト』紙を辞めている。現在は『ニューヨーク・タイムス』紙のエルサレム支局の記者であり、時折署名入りの記事を書いている。
- (7) 筆者の資料整理が正確であればグリーンバーグが最初にインティファダの言葉を使用したのは1988年2月19日である。その直後、「敵」のパレスチナ側が使う言葉をイスラエルの新聞が使用することに対する怒りの投書が掲載された。
- (8) 死者数は、衝突数などに比べて各組織の発表にあまり差がない。しかし、それは各組織の数字が倍ほどの相違はない、というかなり荒い数字の差である。一般的傾向としては、イスラエル軍の数字は軍がかかわった死者数に限られる傾向があり数字はやや少な目である。他方、占領地パレスチナ人組織の数字は、死者の範疇を広めに見ているのかやや多目である。しかし、双方の数字が倍以上異なることはなく、2〜3割程度の差にとどまっている。
- (9) エルサレムにあるイスラエルの人権保護組織B'TSELEMの数字。同組織はイスラエル人によって運営される組織で占領地での人権侵害を監視している。

同組織の活動については、イスラエル人の間でもかなりの反発があり、時折政治家の攻撃の対象になる。死者数についても監視を継続しており、月別の数字を発表し続けている。筆者が、各種報道を整理して作成していた1987年12月から90年春までの月別死者数と最も近かったのが同組織の数字であった。筆者は1990年春以降の月別死者数を作成していないため、今回は同組織の数字を使用した。しかし、同組織の数字が客観的に一番正しいとは考えておらず、暫定的数字のひとつとして考えている。

- (10) 1988年4月16日、当時PLOのナンバー2であったアブ・ジハード暗殺のニュースが占領地に伝った際の反応は激烈であり、1日の死者数は12名ほど出たと推定される。1日の死者数としては1993年春までの期間で依然最高の数値である。
- (11) 筆者が、各種報道をまとめて整理したもの。リーフレットは、番号はあるが発行の日付はない。また公式の配布ルートがある訳でもなく、各自が特定のルートで手にする模様である。インティファダにとっては、コピー機械やファクスは重要な武器である。1部のコピーを手に入れた者がコピーしてさらに増刷するともいわれる。このため配布日は大まかにしかわからない。筆者は、1990年春以降の配布状況を整理していないが、92年頃からは月1回の配布ペースになっている模様である。
- (12) 筆者が作成したもの。ゼネストには2種類がある。占領地全体で実施される場合と特定の地域で行われる場合である。掲載した数字は、報道されたゼネスト数を整理したものである。特定地域のゼネストが落ちている可能性は強いが、占領地全体のゼネストはほぼ掌握したと推定される。統合指導部とは別にハマスなどもゼネストを呼びかけているが、双方は共通の日のゼネストと独自の日のゼネストを呼びかけており、ゼネストの回数が過度に増加しないように配慮されていると推定される。
- (13) 筆者は、1990年春以降の占領地全体のゼネスト実地状況については整理しておらず、また今のところ他に資料がない。しかし、1989年から93年春時点まで占領地に住む友人の経験的印象では、占領地全体のゼネストは、90年以降月平均2日程度になり、92年末のハマス活動家追放以来3回程度になっている。
- (14) *Jerusalem Post*, 1988年1月28日。
- (15) *Jerusalem Post*, 1988年2月17日。
- (16) Hunter, Robert F., *Palestinian Uprising: A War of Other Means*, ロンドン, I.B. Tauris & Co. Ltd. Publishers, 1991年, 120ページ。
- (17) イスラエル政府は、その後イスラエルのマスコミがリーフレットの内容について報道することを禁止した。このためイスラエルの記者は、国内の報道規制を逃れる伝統的方法である、外国マスコミの報道内容を引用する手段を取った。ちなみにパレスチナ側は、イスラエル側の報道内容を報道することでイス

ラエル側の検閲を逃れている。

- (18) 最初の配布は1988年1月8～10日と推定される。ハンターは、最初のリーフレット配布を1988年1月10日としており、5月29日までに18号が配布されたとしている(Hunter, 前掲書, 121ページ)。Shalev, Aryan, *The Intifada: Causes and Effects*, エルサレム, Jaffa Center for Strategic Studies Tel Aviv University, Jerusalem Post West View Press, 1991年では、シャーレブは統合指導部の最初のリーフレット配布は1月8日としている。しかし, Jarbawi, Ali, "Impact of the Main Protagonist :Palestinian Elites in the Occupied Territories," Jamal R. Nassar; Roger Heacock編, *Intifada: Palestinians in the Crossroad*, ニューヨーク, Praeger, 1990年, Part VI で, ジャルバウイは最初の配布は1月8日であるが「パレスチナ民族勢力 (Palestinian National Force)」の名で配布されており, 統合指導部名の配布は2号目の10日からとしている。同書の資料では真の統合指導部のリーフレット配布は10号からとしている。10号の配布は1988年4月頃と推定される。
- (19) この見方も暫定的である。若い世代の行動が, 地域独自のものであるにせよ, あるいはPLOがインティファダの発生に驚いたにせよ, 若い世代の組織化を行ったのがPLOであれば, 将来の歴史家はインティファダを発生させたのはPLOの功績とする可能性もある。これは, PLOが1980年代初めからシャビバや職業別組合などの組織化を進めたことをさしている。インティファダの発生自体は, 占領地内できっかけがあったとしても, その政治・社会的インフラはPLOが整備したと考えることも可能であろう。こうした戦略を推進したのはアブ・ジハードといわれている。彼を1988年4月に暗殺したのが誰であるかは依然不明であるが, イスラエルではないかとの疑惑が広く流布されている。仮にイスラエルが暗殺を実行, 依頼したのであれば, PLOはインティファダの発生に関係していないとするイスラエル側の一般的見解と異なり, イスラエル当局はインティファダの黒幕をPLOと見ていたとの推定もなりたつ。
- (20) 立山良司「西岸・ガザとPLO, ヨルダン」(池田明史編『中東和平と西岸・ガザ——占領地問題の行方——』アジア経済研究所, 1990年) 第4章。
- (21) Jarbawi, 前掲論文。
- (22) Hunter, 前掲書, 67ページ。
- (23) Shalev, 前掲書, 82ページ。
- (24) Litvak Meir, *Palestinian Leadership in the Territories*, Data and Analysis, テルアビブ, Moshe Dayan Center Tel Aviv University, 91年。
- (25) Schiff, Ze'ev, *Security for Peace: Israel's Minimal Security Requirements in the Negotiations with the Palestinians*, ワシントン D.C., Washington Institute Policy Papers No. 15, Washington Institute for Near East Policy, 1989年。

- (26) Khalidi, Walid, "Thinking the Unthinkable," Walid Khalidi, *Palestinian Reborn*, ロンドン, I. B. Tauris & Co. Ltd., 1992年, 92ページ (同論文は最初, *Foreign Affairs*, 第56巻第4号, 1978年7月, に掲載された)。
- (27) Heller, Mark A. ; Sari Nuseibe, *No Trumpets, No Drums, A Two-State Settlement of the Israeli-Palestinian Conflict*, ニューヨーク, Foundation for Middle East Peace, Farra, Straus and Giroux Inc., 1991年。
- (28) Sowers, Jeannie ; Nafez Assaily, "Options for a Demilitarized Palestinian States: Palestinian Perspectives and the Experience of Costa Rica." 同論文は1993年春時点では発刊されていないが、ヘブライ大学から他の論文とともに発刊予定である。アサイリ博士は、同論文が発刊されない段階ではあるが論文を引用することを承諾された。